

高知市農業施策等に関する  
意 見 書

令和5年10月16日

高 知 市 農 業 委 員 会



令和 5 年 10 月 16 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市農業委員会  
会長 大野 哲

## 令和 6 年度における高知市農業施策等に関する意見書について

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

### 記

国は、「令和 4 年の新規就農者数が、前年に比べ 1 割を超える 12.3 パーセントの減少で、平成 19 年の調査開始から最少となる 4 万 5,840 人になった。」と公表しております。

本市の農業においても、農業就業人口の減少と高齢化に歯止めがかかるず、結果として、農業経営の跡継ぎ不在による土地持ち非農家が増えており、地域によっては、農地の維持すら困難な状況になりつつあります。

そういった中、令和 4 年 2 月に始まったロシアのウクライナへの侵攻は、1 年半余りを過ぎても一向に収まる兆しはなく、エネルギーや食料など多くの分野で世界経済に悪影響を及ぼしております。

我が国もエネルギー価格をはじめ肥料・飼料などの生産資材、さらに食料品等の価格が高騰し、農業・農村はもちろん、国民生活全般にわたり大変困難な状況にあり、改めて食料安全保障体制の強化が強く求められております。

これを受けて国は、農産物の適正な価格形成に向けた仕組みづくりや、食料や生産資材の輸入依存脱却などを盛り込んだ、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の改正に向けて作業に取り組んでおり、来年の通常国会において、基本法が改正される予定となっております。

この意見書は、農業委員や農地利用最適化推進委員の日頃からの活動を通じて、農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

農業・農地が地域社会の維持においても重要な役割を担っていることを、改めて認識していただき、農業委員会が、これまで取り組んでまいりました「農地利用の最適化」について、委員会の活動と体制の強化が図られるよう、引き続き、行政による一層の後押しを、切に要望するとともに、実効性のある施策の実施、必要な予算の確保及び上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、施策改善等に向けて、次のとおり意見書を提出します。

# 1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

## (1) 地域計画の策定に向けた支援

農業経営基盤強化促進法の一部改正により法定化された地域計画について、各地域の現状や課題に配慮して、農地の集積・集約化を目的とするだけでなく、多様な担い手の育成・確保など、その地域の特色を活かした農業の維持・発展を目指した計画策定とその実行に向けて、地域で取り組む農業者を支援すること。

## (2) 行政主導による基盤整備の推進

本市の農地の現状は、中山間地域、平坦部などそれぞれの地域で異なるものの、管理しやすい農地でなければ次世代に引き継ぐことは困難になっている。そのため各地域において基盤整備が重要であるが、耕作放棄地や所有者不明農地の増加等により、農業者だけでは地域の意向をまとめることが難しいため、行政が主導的な役割を担うことで、将来に向けた産地の維持・発展につながる基盤整備推進を支援すること。

## (3) 有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化

有害鳥獣対策の基本である「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組の中でも、個体数を減らすための「捕獲する」取組は重要であり、現行の狩猟者に対する捕獲報償金や狩猟免許取得への支援と併せて、全国の取組事例を参考に、有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策の一層の強化に取り組むこと。

## (4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加などにより、耕作者不在で管理のできない農地は、雑草が繁茂し、有害鳥獣の棲み処になり、周辺農地に悪影響を及ぼすが、農業委員会による所有者への指導だけでは改善が困難な場合も見られる。地域の農業者と連携して草刈り等の保全管理を行うなど、農地の再生と有効活用を図る仕組みづくりを検討し、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むこと。

## (5) 就農希望者が参入しやすい仕組みづくり

農業を取り巻く環境が厳しい中で、新たに農業に取り組む人材を確保するためには、思い切った支援制度を検討する必要があるが、国・県が行っている既存の支援制度についても、親元就農やIターンなど就農形態に応じた情報提供を行うなど、本市においても多様な就農希望者を取り込み、幅広く支援する仕組みづくりに取り組むこと。

## 2 高知市の農業発展に関する要望

### (1) 安定的な農業経営のための農業所得の確保

農業用資材の価格や人件費等の生産コストが高騰しているにも関わらず、農産物の販売価格には反映できないため、生産コストが農業経営を圧迫していることから、農業経営安定のために、価格高騰対策を今後も継続して実施すること。

また、このような状況を踏まえ、農産物の適正な価格形成の必要性について、消費者である市民の理解が得られるよう取り組むとともに、高知市産農産物の販路拡大に向けて、県外市場への積極的なPR活動など、農業所得の確保につながる取組を行うこと。

### (2) 女性農業者が活躍できる環境づくり

家族経営が主体の本市農業において、その一員である女性農業者の果たす役割は大きくなりつつある一方で、農業経営は男性が担うものという意識が未だに根強いため、女性が農業経営に参画し、地域で活動できるよう周囲の理解を促すなど、女性農業者の活躍を後押しする環境づくりに取り組むこと。

### (3) 市街化区域内農地の有効活用に向けた生産緑地制度の周知

生産緑地指定を受けた農地における都市農地貸借円滑化法による貸借や市民農園としての活用など新たな仕組みを含めて、生産緑地制度の周知を図り、市街化区域内農地の有効活用を促進すること。

### (4) 園芸用ハウス整備に対する支援拡充

園芸用ハウスの整備に係る初期投資軽減等を目的とした「高知県園芸用ハウス整備事業」について、昨今の農業用資材高騰等により、整備等に必要な費用がこれまでより増額していることから、補助対象事業費の上限額見直しを行うよう県に要望すること。

また、本市においても、市町村の負担となる部分については、全額補助を行えるよう予算を確保すること。

#### **(5) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援**

農業用ハウスや農業用機具等に対して、令和4年1月から償却資産課税の申告が開始されたが、農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は厳しいため、課税により農業経営を圧迫することがないよう、支援策を講じること。

#### **(6) 雇用力のある農業法人等の育成支援**

本市の農業においては、施設園芸等を中心に、農業法人等が営農活動を行っており、法人として従業員を雇用することで、地域雇用の受け皿にもなっている。今後は、離農していく農業者から農地を引き継ぐなど、地域の中心経営体になり得る農業法人等を支援し、その育成に取り組むこと。

#### **(7) 稲作農家を中心とした営農組織への支援拡充**

米の価格低迷等により、我が国的主要な作目であるにも関わらず、米を中心とした農業経営は厳しい状況が続いている。離農による耕作放棄地の拡大を防ぐためにも、稲作農家を中心となって営農組織を設立し、必要な大型機械を導入・更新する際の負担軽減を目的とした支援制度を拡充すること。

#### **(8) 農業用燃油タンクの流出防止対策への支援拡充**

燃油流出防止機能付き燃油タンク及び防油堤の整備については、ハウスの減築が必要であったり、設置後は移設が困難であるなど課題があるため、より安価で農業者が導入しやすい転倒防止・流出防止対策への支援拡充を行うこと。

#### **(9) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進**

春野町仁ノ地区では、現在、農地排水対策が施工中であるが、昨年7月には線状降水帯による豪雨被害を受けるなど、豪雨に伴う浸水被害が発生しているため、早期の完了に向けて、引き続き事業を推進すること。

### 3 国・県への要望

#### (1) 農産物の適正な価格形成の実現

農業用資材等の価格高騰が長期化する一方で、農産物の販売価格は低迷が続き、生産コストの上昇分は農業者の負担となって農業経営を圧迫していることから、国においては、消費者の理解を得られる適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりを進めること。

#### (2) 外来植物に対する検疫強化

近年、我が国では、オオキンケイギク、ナルトサワギク、アレチウリ、ミズヒマワリなどの特定外来植物を始めとする、外来植物の繁殖が問題視されている。将来、生態系への影響を防ぎ、農作物へ被害をもたらさないためにも、外来植物の検疫を強化すること。

#### (3) 春野地域における新川川支川の治水対策

春野地域の新川川（長浜川）の護岸工事は、毎年度、予算の範囲で施工され、早期完成に向けて順次進められているが、新川川へ流れ込む四谷川したにがわや大用川たいようがわ、長谷川ながたにがわなどの支川についても土砂が堆積している状況が見られるため、定期的に浚渫工事を行うなど、豪雨等による農地等への浸水被害を防ぐための対策を講じること。